

愛媛教職員組合(JTU えひめ)

2016年3月1日発行

(県人事委員会交渉版)

愛媛県人事委員会交渉報告

**地域給の財源の反映を！
号給継ぎ足しをして、50歳代のやる気の保障を！
ストレスチェックは、小中学校も足並みそろえて実施を！**

2016年2月22日(月)自治労愛媛県本部・愛媛県職員労働組合・愛媛教職員組合の代表者が、県人事委員会の方と交渉を行いました。その内容(抜粋)をお知らせします。

1 愛媛県の勧告について

人事委 民間賃金実態調査は総数130社～150社である。平成27(2015)年度は、人事院(国家公務員対象)の給与表に1.035倍したが、次年度(10月勧告)は、約束できない。人事院勧告が出て、愛媛県の民調との比較だから、1倍(補正なし)もありうる。

自治労 地域給の財源を反映してもらいたい。民間の55歳以上の働き方と、県職員の労働慣行の違いを考慮してもらいたい。

2 号給継ぎ足しについて

人事委 行政職(一)表3級・4級について号給継ぎ足しは考えていない。人事院の給料表の通り国・地方のバランスのためにも号給は守りたい。

自治労 管理職にならないと5級にならない。55歳から昇給停止するが、52歳くらいから4級の号給が頭打ちし、多数の人が52～54歳の昇給が実質的に確保できない。号給継ぎ足しをして、50歳代のやる気を保障してほしい。

3 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画について

人事委 男性職員の育児休業や年休取得等の数値目標が達成できていない。母性保護やセクハラ・マタハラ防止についても、さらに努力するよう指導したい。

4 学校の時間外勤務について

人事委 教職員の時間外勤務の縮減について、平成27(2015)年度でも言及してきた。特に管理職員は、実態把握と縮減に努力すべきだ。

5 臨時的任用職員や非常勤講師の条件整備について

人事委 条例通りきちんと運用している。なお、非常勤講師は任命権者の責任で採用・運用しているから人事委員会は、感知しない。

6 ストレスチェックについて

人事委 県立学校は50人未満の学校も実施する。
小中学校は地教委の判断になる。



**生活を守る
ため、粘り強く
交渉に取り組ん
でいます!!**

愛媛教組 たとえば松山市には、小中学校は 84 校あるが、50 人以上は 6 校しかない。9 割以上の学校は 50 人未満である。国家公務員も、出先を含めて県職員も、県立学校も実施なら、小中学校も足並みそろえて実施できるように指導してもらいたい。

7 土曜授業について

人事委 県立高校 2 校(北条・東温)をモデル校として実施している。土曜授業の代休を前 4 週、後 16 週でとれるようにし、長期休業中のまとめ取りをお願いしている。

8 再任用について

人事委 定年退職者について、年金は 62 歳からしか支給されないので、任命権者が希望者全員を再雇用するよう指導している。職の確保や、退職者の体力や実績を考慮する余地は、どうしても残る。

★★★ 下記内容についても文書で申入れ ★★★

- (1) 国や政府は、中立公正な労働基本権制限の代償機関である人事院や人事委員会に対し、強行的な圧力によって不当な干渉を行ってきた。今後の勧告においては、国や政府の圧力に屈せず労働基本権制約の代償措置である中立・公平の第三者機関としての役割を果たすこと。
- (2) 2016 年度の勧告にあたっては、労使交渉の経過および組合の申入れの趣旨を尊重するとともに、労働基本権制限の代償措置であることを認識し、自治体労働者の要求を踏まえ適正な勧告を行うこと。
- (3) 公民比較方法のあり方の検討に当たっては、職員団体との十分な交渉・協議を行うこと。
- (4) 査定昇給制度や勤勉手当の成績率については、職員間の不均衡を招き職場・職員間に混乱を招くとともに、管理職の恣意による格差が生じる恐れがあることから即刻中止をするよう言及すること。
- (5) 臨時・非常勤職員の抜本的な賃金の処遇改善を行うこと。また、総務省が 2013 年通知で示した通勤費の費用弁償として支給できるとしていることや時間外手当に相当する報酬の未支給は労働基準法に抵触することを踏まえ、解決に向けて言及すること。
- (6) 年間総労働時間 1800 時間達成に向けて積極的に提言すること。また、超過勤務が常態化している職場の実態を十分に把握し、持ち帰り残業・超勤未払いを一掃するよう言及すること。
- (7) 貴委員会が労働基準法・労働安全衛生法上の監督機関であることを踏まえ、各任命権者に対し、法を遵守した労働安全衛生対策を確立するよう言及するとともに、助言・指導を行うこと。

子どもたちと教職員の生活を守るため、共に考えましょう!

私たち愛媛教職員組合は、毎年、3 団体で愛媛県人事委員会交渉を行っています。
上記に2016年2月の話し合いをまとめました。質問や感想、申し入れに関しまして何か思われることがありましたら、お気軽にご連絡ください。



TEL(089)924-4546 / FAX(089)924-4403 / e-mail jtuehime@lime.ocn.ne.jp
HP <http://jtuehime.sakura.ne.jp/>

愛媛教職員組合 書記長 堤 剛